

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成27年7月17日
【会社名】	株式会社技研製作所
【英訳名】	GIKEN LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 精男
【本店の所在の場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【電話番号】	(088)846-2933
【事務連絡者氏名】	経理部部門リーダー 南 直人
【最寄りの連絡場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【電話番号】	(088)846-2933
【事務連絡者氏名】	経理部部門リーダー 南 直人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 755,856,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年7月10日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株 式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	450,000株	完全議決権株式で、株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成27年7月17日(金)開催の取締役会決議によります。

2 本募集とは別に、平成27年7月17日(金)開催の取締役会において、当社普通株式3,000,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行う場合があります。

3 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	450,000株	755,856,000	377,928,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	450,000株	755,856,000	377,928,000

(注)1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村証券株式会社	
割当株数		450,000株	
払込金額		755,856,000円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 永井 浩二	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成27年2月28日現在)	35,500株
	取引関係	一般募集の主幹事会社	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	

- 2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成27年7月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	平成27年8月25日(火)	該当事項は ありません。	平成27年8月26日(水)

(注)1 発行価格については、平成27年7月28日(火)から平成27年7月31日(金)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を本第三者割当増資の発行数で除した金額とします。

- 2 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 3 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

場所	所在地
株式会社技研製作所 本店	高知県高知市布師田3948番地1

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社四国銀行 木屋橋支店	高知県高知市菜園場町1番21号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
755,856,000	4,000,000	751,856,000

(注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 払込金額の総額は、平成27年7月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限751,856,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額5,009,040,000円と合わせ、手取概算額合計上限5,760,896,000円について、4,500,000,000円を平成27年8月末までに千葉県浦安市の浦安工場（仮称）用の土地及び建物の取得に関わる借入金の返済資金に、642,000,000円を浦安工場（仮称）の関連設備投資資金（平成27年8月末までに242,000,000円、平成28年8月末までに400,000,000円）に、618,896,000円を地盤や構造物への地震影響の実証装置の開発等、当社技術が建設の五大原則^{（注）}を遵守することを科学的に証明するための設備投資資金（平成27年8月末までに485,300,000円、平成28年8月末までに133,596,000円）にそれぞれ充当する予定であります。

（注）建設の五大原則とは、当社が提唱する国民の視点から見た「建設工事のあるべき姿」の判断基準であり、環境性、安全性、急速性、経済性、文化性が高次元に調和した正五角形であるべきとしている。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書（第33期）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」（四半期報告書（第34期第2 四半期及び第3 四半期）において追加された計画を含む）に記載の当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日（平成27年7月17日）現在（ただし、既支払額については平成27年5月31日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）				
提出会社	浦安工場 （仮称） （千葉県浦安市）	建設機械事業 及び圧入工事 事業	土地	3,894	3,894	自己資金 及び借入金	平成27年3月	平成27年5月	-
			修理設備	1,266	624	自己資金、 借入金及び 増資資金 （注）3	平成27年3月	平成27年12月	-
提出会社	本社工場ほか 各工場、事業所	建設機械事業	実証試験 設備	1,492	-	自己資金、 借入金及び 増資資金 （注）3	平成27年7月	平成28年8月	-
提出会社	本社工場ほか 各工場、事業所	建設機械事業	機械	6,075	-	自己資金 及び借入金	平成27年7月	平成29年8月	-

（注）1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

3 増資資金で不足が生じた場合、自己資金及び借入金での対応を予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成27年7月17日（金）開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式3,000,000株の一般募集（一般募集）を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘察した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年8月19日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社

は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第33期（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）平成26年11月25日四国財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第1四半期（自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日）平成27年1月13日四国財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第2四半期（自 平成26年12月1日 至 平成27年2月28日）平成27年4月14日四国財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第3四半期（自 平成27年3月1日 至 平成27年5月31日）平成27年7月14日四国財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年7月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年11月26日に四国財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成27年7月17日に四国財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書により訂正された内容を含む。以下同じ。）及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年7月17日）までの間に、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年7月17日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループが属する市場環境について

当社グループは、国民の視点から見た「建設工事のあるべき姿」を環境性、安全性、急速性、経済性、文化性の五つの要素に集約した「建設の五大原則」として定め、これに則って建設市場の状況に左右されにくい機械・工法の開発を目指しており、当社グループの機械・工法が建設業界を革新する大きな潮流となると確信しております。

しかしながら、国内外の建設市場の状況、特に公共投資の動向は当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外事業について

当社グループは、海外において欧州・アジア・米国にそれぞれ100%子会社を拠点として置き、積極的に事業展開を進めております。また、各国個別の建設市場状況からの影響を抜本的に低減するべく、構造物の計画・設計から、構造部材としての杭材、施工機械の選定、施工方法や施工管理手法までも含めた工事に必要なハードとソフトを統合し、トータルパッケージ工法として市場に提供する体制の準備を進めております。

しかしながら、異文化の下での商慣行の違い、為替レートの変動、各国政府ごとの法制度や規制の変更等は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自然災害等について

自然災害等に対しては当社グループの重要な事業課題として国土防災を実現する新工法提案を行うなど、積極的な開発、提案等を進めております。また、今後の大きな自然災害等に対しても、当社グループ内での危機管理規程に基づく緊急事態への備えを確立し、事業継続を長期的なビジョンで実現する新規プロジェクトの構築の準備を進めております。

しかしながら、当社グループの機械・工法の開発拠点、機械装置の主たる製造拠点が高知県にあり、南海トラフ巨大地震等の発生をはじめとする重大な自然災害、感染症など深刻かつ広範な社会的な悪影響が発生した場合には、当社グループ及びサプライチェーンや社会全体の混乱から、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 製造環境について

当社は機械の製造については機械設計を自社で行い、製造自体は社外の協力提携企業への外注で対応しており、納期管理や品質管理方法に対する基準の徹底、製造コストや需要の変動に応じた外注先の拡大等で生産体制の維持を図っております。

しかしながら、素材やエネルギーコストの変動、予期せぬ製品の不具合、調達先及び外注先の納期・コスト・品質等の取引条件の変動が生じた場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制等について

建設業界は、一般に建設業法、建築基準法、労働安全衛生法等の法令の適用を受けており、これらの法的規制、業界慣行等は当社グループが進めている建設業界における工法革命、建設の五大原則による工法選定等の建設工事のあるべき姿の実現に対して、足枷になっております。当社グループは、建設のあるべき姿を自らの提案する工法で社会へ示し実証することでその実現を進めておりますが、現行の法的規制等が変更されない場合や予期せぬ変更がされた場合には、当社グループの事業範囲の縮小など、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報、知財管理等について

当社グループは開発型企業として圧入工法の開発を継続的に進め、新工法提案をしており、建設市場の基礎分野で存在価値の向上に努めております。新工法の開発、提案、実現の積み重ねは、発明を含む重要な技術情報や特殊な営業情報を保有することになります。それら知的財産や営業情報等の機密情報の管理については細心の注意を払い、関連情報の改ざん、漏洩、滅失、第三者の不正使用等の情報管理に関する事故が無いように適切な措置を講じております。

しかしながら、想定外の情報管理に関する事故や、開発の範囲の拡大に伴う予期せぬ権利侵害が発生した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社技研製作所 本店

（高知県高知市布師田3948番地1）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。